



なお、従業上の地位別従業者の範囲は次のとおりである。

個人業主：個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者。

家族従業者：個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。一般の従業員と同等の賃金や給料を受けている者は雇用者に分類する。

有給役員：常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の従業員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は、雇用者に分類する。

常用雇用者：1箇月以上の期間を定めて雇用されている者、及び18日以上雇用されている月が2箇月以上継続している者。この条件をみたす限り、見習、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類される。休職者も含まれる。

臨時・日雇：1箇月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者のうち、1箇月のうち18日以上雇用される月が継続しない者。

ウ 雇用表の表側の部門は取引基本表の列部門と一致しており、事業所を単位とする分類ではなく、産業連関表の概念・定義に基づく、いわゆるアクティビティ・ベースの分類に対応している。

エ 産業連関表の枠組みの中で労働投入量を表章する方法は、人数や労働時間、延べ人日等、必ずしも一意的に定められるものではないが、ここでは取引基本表の作成方法との整合性に配慮して、以下の規則に基づいて作成している。

(ア) 労働投入量を年平均従業者数で表す。

(イ) 1人が複数の事業所で就労している場合は、それぞれの事業所が属するアクティビティ上に重複計上する。

(ウ) 1人が同一事業所内で複数のアクティビティに従事している場合は、それぞれのアクティビティに按分して計上する。

オ 「1人当たり有給役員・雇用の雇用者所得」及び「1人当たり常用雇用者賃金額」は、次により計算している。

$$1人当たり有給役員・雇用の雇用者所得 = \frac{\text{雇用者所得計}}{\text{有給役員} + \text{常用雇用者} + \text{臨時・日雇雇用者}}$$

$$1人当たり常用雇用者賃金額 = \frac{\text{常用雇用者賃金額}}{\text{常用雇用者数}}$$

注：雇用者所得とは「賃金・俸給」、「社会保険料（雇用主負担）」及び「その他の給与及び手当」の合計である。

カ 従業者数をアクティビティ・ベースで表示するということは機械的にできない側面もあり、現実の人数・単価と対応するとは限らない。そのため雇用表は、労働投入量を表す参考指標の1つとして捉えるべきものであり、絶対的な指標となるものではない。